

相続税の納税猶予に関する適格者の証明願いについて

☆特例の適用が受けられる人

被相続人の要件 … 次のいずれかに該当する人が対象

- ◎死亡の日までに農業を営んでいた人
- ◎贈与税の納税猶予の特例を受けるために農地等を生前に一括贈与した人
- ◎特定貸付けまたは営農困難時貸付けを行っていた人

相続人の要件 … 次のいずれかに該当するものとして、農業委員会が証明した人が対象

- ◎相続税の申告期限までに、相続等により取得した農地等で、経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人
- ◎農地等を生前一括贈与した場合の贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた受贈者で、農業者年金基金法の特例付加年金を受給するため、贈与を受けた農地等を推定相続人の一人に使用貸借する等一定の要件を満たし、引き続き納税猶予の特例の適用が認められた人
- ◎被相続人から相続等により農地を取得した相続人で、相続税の申告期限前に特定貸付を行った人

☆特例の対象となる農地等

- ◎被相続人から相続または遺贈により取得した農地、または相続税の申告書の提出期限までに遺産分割協議により分割されているもの
- ◎被相続人から生前一括贈与により取得した農地等で、被相続人の死亡時までその特例の適用を受けていたもの
- ◎相続開始の年に被相続人から生前一括贈与を受けていたもの
- ◎被相続人が特定貸付けまたは営農困難時貸付けを行っていた農地等

☆証明書交付までのながれ

- 申請受付は、毎月 18 日が締め切りとなります。(土日祝日の場合はその前日)
- 農業委員会にて現地確認を行い、翌月に開催される農業委員会総会（毎月 10 日前後）で承認を得た後、証明書を交付します。
- 申請から証明書を交付するまでに 1 か月程度時間を要するため、相続税の申告期限（相続発生後 10 か月以内）をご確認の上、早めにご相談をいただき、余裕を持って適格者証明書のご提出をお願いします。

☆☆必要書類等☆☆

●適格者証明書（申請書） 2部

※複数の相続人が申請される場合、相続人ごとに申請が必要です。

【添付書類】 原本を確認後、コピーを取り返却いたします。

相続登記前		相続登記後
遺産分割協議書の場合	遺言公正証書の場合	1. 土地登記事項証明書（※ 1） （土地登記簿謄本） （申請者） 2. 住民票（※ 2）
1. 土地登記事項証明書（※ 1） （土地登記簿謄本） 2. 遺産分割協議書 3. 相続関係説明図 （被相続人） 4. 出生から死亡までの 戸籍すべて （相続人全員） 5. 戸籍全部事項証明書 （戸籍謄本） 6. 住民票 7. 印鑑登録証明書 ※ 法定相続情報一覧図（法務局 発行）があれば、上記 3～6 の 添付は不要	1. 遺言公正証書 （被相続人） 2. 死亡の記載がある戸籍 （申請者） 3. 戸籍全部事項証明書 （戸籍謄本） 4. 住民票	
共通するもの		
●地元農業委員・農地利用最適化推進委員の副申書		
適用を受けようとする農地の写真・位置図（住宅地図等で） 農地の公図（※ 1） 非農地部分を除外して申請する場合は土地利用図（形状・長さ・面積等を示す。） 委任状（代理申請の場合）		

※1 インターネット登記情報提供サービスで出力した登記情報は、認証文や登記官印等がなく、法的な証明力を有しないため、法務局で請求してください。

※2 土地登記事項証明書（土地登記簿謄本）に記載されている住所が申請時において相違する場合のみ、添付してください。

☆☆証明書交付手数料☆☆

証明をお渡しする際に **360円** が必要です。

（お問い合わせ先）
松山市農業委員会事務局
農政担当 Tel 948-6631